

## 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（通達）の一部改正について

令和 2 年 1 0 月  
経済産業省製品安全課

## 1. 概要

電気用品の技術上の基準を定める省令（平成25年経済産業省令第34号。以下「技術基準省令」という。）に定める技術的要件を満たすべき技術的内容を具体的に示したものと、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（20130605商局第3号）を定め、この解釈の別表第十二において、国際規格等に準拠した規格として、技術基準省令に整合する公的規格を整合規格として示している。

今般、迅速に最新の国際的な技術動向を反映させるため、既に採用済みのJISの最新版への見直し等を行う。

## 2. 改正の内容

## (1) 改正方針

国際規格（IEC規格）に準拠したJIS等の規格・基準を取り入れることで、より一層の国際整合化を図るよう現行規格を改正する。

## (2) 改正する規格の数： 8規格

改正区分	基準数
① 採用済のIEC規格に準拠したJISを、より新しい版に置き換えるもの	7
②未採用のJISを、新たに採用するもの	1

## (3) 猶予期間経過により削除する規格の数： 24規格

## 3. 今後のスケジュール

(1) パブリックコメント：10月実施予定（30日間）

(2) 改正：12月以降予定。ただし、改正から3年間は、なお置き換える前のJIS規格又は別紙によることができるものとする。

技術基準省令解釈通達(別表第十二)へ採用する整合規格(JIS等)(案)

資料2別添1

	改正基準番号	整合規格 (JIS等)	対応IEC規格	表題	現行基準番号	現行本文
1	J60335-2-27 (2020)	JIS C 9335-2-27 (2020)	IEC 60335-2-27 第5版(2009), Amd.No.1(2012), Amd.No.2(2015)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性— 第2-27部: 光線による皮膚照射用装置の個別要 求事項	J60335-2-27 (H20)	JIS C 9335-2-27:2005
2	J60335-2-28(2020)	JIS C 9335-2-28 (2019)	IEC 60335-2-28 第4版(2002)、 Amd.No.1(2008)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性— 第2-28部: ミシンの個別要求事項	J60335-2-28(H20)	JIS C 9335-2-28:2004
3	J60974-1(2020)	JIS C 9300-1 (2020)	IEC 60974-1 第5版(2017)	アーク溶接装置— 第1部: アーク溶接電源	J60974-1(H22)	JIS C 9300-1:2006 +追補:2008
4	J60974-3(2020)	JIS C 9300-3(2020)	IEC 60974-3 第4版(2019)	アーク溶接装置— 第3部: アーク起動及びアーク安定化装置	J60974-3(H22)	JIS C 9300-3:2007
5	J62841-1 (2020)	JIS C 62841-1 (2020)	IEC 62841-1 第1版(2014)	手持形電動工具, 可搬形電動工具並びに芝生用及び 庭園用電動機械の安全性— 第1部: 通則	J60745-1(1版-H14) J60745-1(3.2版-H22) J61029-1(H20)	別紙135 JIS C 9745-1:2009 JIS C 9029-1:2006
6	J62841-2-2 (2020)	JIS C 62841-2-2 (2020)	IEC 62841-2-2 第1版(2014)	手持形電動工具, 可搬形電動工具並びに芝生用及び 庭園用電動機械の安全性— 第2-2部: 手持形電気スクリュードライバ及びイ ンパクトレンチの個別要求事項	J60745-2-2(H22)	JIS C 9745-2-2:2009
7	J62841-2-4 (2020)	JIS C 62841-2-4 (2020)	IEC 62841-2-4 第1版(2014)	手持形電動工具, 可搬形電動工具並びに芝生用及び 庭園用電動機械の安全性— 第2-4部: ディスク形以外のサンダ及びポリッ シャの個別要求事項	J60745-2-4(H22)	JIS C 9745-2-4:2009
8	J77001 (2020)	JIS C 4220 (2020)	—	小形交流電動機の安全性	—	—

## 整合規格へ採用する JIS の概要

## 1 J60335-2-27 (2020)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-27:2020 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—  
第 2-27 部 : 光線による皮膚照射用装置の個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、定格電圧が単相機器の場合は 250V 以下、その他の機器の場合には 480V 以下の家庭用及びこれに類する目的の、皮膚に光 (100nm~1mm の波長) を照射するための照射器を組み込んでいる電気機器の安全性について規定する。通常、家庭で用いない機器でも、日焼けサロン、美容院及び類似の店内において一般人が用いる機器のような、一般大衆への危険源となる機器も適用する。
- ・電気用品名 : その他の放電灯器具、家庭用光線治療器
- ・主な改正内容 : 併読する通則 JIS C 9335-1:2014 への対応を図るとともに、対応国際規格である IEC 60335-2-27 の最新版の内容を反映するため、可視光線を照射する機器の対象追加による表題の変更並びに用語及び定義の追加、UV 機器及び家庭用光線治療器の取扱説明書に“機器の動作中に第三者、特に子供を近づけてはならない。”旨の表示を要求する等の表示要求の追加、人を完全に囲み内部からロックできる商業用の機器について、操作者が機器外部から内部に入る手段を備えることの規定追加、高圧メタルハライドランプに関するグローワイヤ試験の追加、UV 機器の総実効放射照度の制限にかかる規定の修正等の改正を行った。

## 2 J60335-2-28 (2020)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-28:2019 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—  
第 2-28 部 : ミシンの個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、定格電圧が単相機器の場合には 250V 以下、その他の機器の場合には 480V 以下の、家庭用及び類似の用途の電動ミシンの安全性について規定する。通常、家庭で用いない機器でも、店舗、軽工業及び農場において一般人が用いる機器のような、一般大衆への危険源となる機器も適用する。
- ・電気用品名 : 電動ミシン、ミシン用コントローラ
- ・主な改正内容 : 併読する通則 JIS C 9335-1:2014 への対応を図るとともに、対応国際規格である IEC 60335-2-28 第 4 版 Amd. 1 が 2008 年に発行されたことに伴い、適用範囲の規定において、子供などが監視又は指示のない状態で安全に機器を使用できない場合についてはこの規格では規定しないことの明確化、試験のための一般条件の規定において、取扱説明書でミシンを指定しない汎用モータ制御装置などの場合には製造業者の指示に基づいて試験することの追加等の改正を行った。

## 3 J60974-1 (2020)

- ・採用する JIS : JIS C 9300-1:2020 アーク溶接装置—第 1 部 : アーク溶接電源
- ・適用範囲 : この規格は、工業用及び専門家用に設計された、1 000 V を超えない電圧が印加されるか、バッテリーによって電圧が供給されるか又は機械的手段によって駆動される、アーク溶接及び類似のプロセスの電源に適用する。この規格のアーク溶接装置には、溶接電源、ワイヤ送給装置、冷却水循環装置、アーク起動装置、アーク安定化装置などの附属装置を含む。
- ・電気用品名 : アーク溶接機
- ・主な改正内容 : 対応国際規格である IEC60974-1 第 5 版が 2017 年に発行されたことに伴い、コンデンサの故障事例の追加、電気用品安全法の技術基準を満たしている部品が当規格の要求事項を満たしていることの明記、バッテリーに関連する規定の追加、などを行った。

#### 4 J60974-3(2020)

- ・採用する JIS : JIS C 9300-3:2020 アーク溶接装置—第3部 : アーク起動及びアーク安定化装置
- ・適用範囲 : この規格は、アーク溶接並びに類似のプロセスに用いられる産業用及び専門家用のアーク起動及びアーク安定化装置（以下、装置という。）の安全要求事項について規定する。この規格は、アーク起動装置又はアーク安定化装置の単独装置にも適用してもよい。装置には、溶接電源から分離した外付けで使用する装置、又は他の溶接装置と一緒に同一外箱に内蔵された装置がある。なお、アーク起動及びアーク安定化装置は、アーク溶接機（TIG）溶接で備えられる。
- ・電気用品名 : アーク溶接機
- ・主な改正内容 : 対応国際規格である IEC60974-3 第4版が2019年に発行されたことに伴い、電気用品安全法の技術基準を満たしている部品が当規格の要求事項を満たしていることの明記、電撃の保護に関する規定の追加、などを行った。

#### 5 J62841-1(2020)

- ・採用する JIS : JIS C 62841-1:2020 手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性—第1部 : 通則
- ・適用範囲 : この規格は、定格電圧が単相の交流又は直流の場合は250V以下、三相の交流の場合は480V以下であって、定格入力が3700W以下で、「手持形電動工具」、「可搬形電動工具」、「芝生用及び庭園用電動機械」の電動モータ駆動又は磁気駆動の電動工具の安全性について規定する。
- ・電気用品名 : 電動かくはん機、電気草刈機、電気刈込み機、電気芝刈機、電気グラインダー、電気ドリル、電気かんな、電気こぎり、電気スクリュードライバー、電気サンダー、電気ポリッシャー、電気ハンドシヤ、電気タッパー、電気ナットランナー、その他の電動工具、その他の電気吸じん機
- ・主な改正内容 : 新設

#### 6 J62841-2-2(2020)

- ・採用する JIS : JIS C 62841-2-2:2020 手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性—第2-2部 : 手持形電気スクリュードライバー及びインパクトレンチの個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、定格電圧が単相の交流又は直流の場合は250V以下、三相の交流の場合は480V以下であって、定格入力3700W以下で、手持形電気スクリュードライバー及びインパクトレンチの電動モータ駆動又は磁気駆動の電動工具の安全性について規定する。
- ・電気用品名 : 電気スクリュードライバー、電気ナットランナー
- ・主な改正内容 : 新設

#### 7 J62841-2-4(2020)

- ・採用する JIS : JIS C 62841-2-4:2020 手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性—第2-4部 : ディスク形以外のサンダ及びポリッシャーの個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、定格電圧が単相の交流又は直流の場合は250V以下、三相の交流の場合は480V以下であって、定格入力3700W以下で、JISC9745-2-3が規定するディスク形を除く、手持形サンダ及びポリッシャーの安全性について規定する。
- ・電気用品名 : 電気サンダー、電気ポリッシャー
- ・主な改正内容 : 新設

## 8 J77001 (2020)

- ・採用する JIS : JIS C 4220:2020 小形交流電動機の安全性
- ・適用範囲 : この規格は、電動機のうち、次の小形交流電動機（以下、電動機という。）の安全性について規定する。
  - a) 単相電動機 定格電圧が 100 V 以上 300 V 以下、並びに定格周波数が 50 Hz 及び／又は 60 Hz のもの。ただし、次に該当するものは除く。
    - ・防爆形のもの
    - ・医療用機械器具用のもの 等
  - b) 三相かご形誘導電動機 定格電圧が 150 V 以上 300 V 以下、定格出力が 3 kW 以下、並びに定格周波数が 50 Hz 及び／又は 60 Hz のもの。ただし、次に該当するものは除く。
    - ・防爆形のもの
    - ・医療用機械器具用のもの
- ・電気用品名 : 単相電動機、かご形三相誘導電動機
- ・主な改正内容 : 新設